

令和 7 年 6 月 1 3 日

社会福祉法第 5 6 条第 5 項の規定による公表について

区が所轄庁である社会福祉法人寿老福祉会については、令和 5 年度の監査において元理事長による法人資金の外部流出を確認し、また、当該法人の運営は著しく適正を欠くものであったと認められたため、社会福祉法第 5 6 条第 4 項の規定により、改善のために必要な措置をとるべき旨の勧告を行いました。が、期限内に是正又は改善措置等が図られないことから、同条第 5 項の規定によりその旨を公表します。

1 当該法人について

法人名 社会福祉法人寿老福祉会
所在地 墨田区東墨田三丁目 1 3 番地 4 号
理事長 瀧澤 博夫（令和 7 年 1 月 2 1 日就任）
実施事業 特別養護老人ホームを経営する事業
老人短期入所事業を経営する事業

2 勧告について

(1) 勧告日

令和 5 年 1 0 月 2 3 日

(2) 勧告に対する改善報告期限

令和 5 年 1 1 月 3 0 日

(3) 改善報告の状況

- ・ 当該法人から令和 5 年 1 1 月 3 0 日に改善報告書の提出があったが、形式的な不備があったため、再提出を指示したところ、同年 1 2 月 1 2 日に令和 5 年度末までに改善予定とする改善報告書が提出された。
- ・ 令和 5 年度末までに改善が完了する見込みがなかったことから、令和 6 年 3 月 1 5 日に、同年 5 月 1 0 日を期限として改善報告書の再提出について通知した。
- ・ 当該法人から令和 6 年 5 月 1 0 日に改善報告書の提出があったが、形式的な不備があったため、再提出を指示したところ、同月 2 4 日に令和 6 年度末までに改善予定とする改善報告書が提出された。

3 再勧告について

(1) 勧告日

令和 6 年 6 月 1 8 日

(2) 勧告に対する改善報告期限

令和 7 年 3 月 3 1 日

ただし、令和 6 年 9 月 2 5 日及び令和 6 年 1 2 月 2 5 日を報告期限として、それぞれ改善状況の中間報告を行うことを指示した。

(3) 改善報告の状況

当該法人から、令和7年3月27日に改善報告書の提出があった。

なお、中間報告は行われなかった。

4 勧告の内容及び改善の状況（令和7年3月27日時点）

(1) 利益供与となる金額の確定と回収策

勧告内容に係る事項	
令和5年10月23日付け勧告	寿老福祉会が負担すべき経費と元理事長が負担すべき経費を区別し、寿老福祉会が負担すべきでない金額を確定させるとともに、回収策を講じること。
令和6年6月18日付け再勧告	法人として調査し、確定した利益供与となる資金の額及びその内訳並びに当該資金の回収策及びその結果を明らかにすること。
改善等の状況	
令和6年度の決算時に利益供与となる資金の額の確定を行う予定であること、及び元理事長から資金の回収の見込みはないことが報告された。	

(2) 再発防止の取組

勧告内容に係る事項	
令和5年10月23日付け勧告	ア 財務管理体制の再構築 本事案(※)発生の一因ともなった財務管理体制の不備について改めて検証を行い、法人及び施設の会計処理に内部牽制が働くよう、財務管理体制及び事務手続を見直し、経理規程に基づく会計処理を徹底すること。 ※ 法人資金の外部流出 イ 内部管理体制の強化 法人理事会において、令和4年度中に不正な支出が確認されていながら、財務管理に識見を有する者として選任された監事が連続して欠席している等により、本件事案に迅速な対応ができなかった等、内部管理体制が十分に機能しなかった実態を踏まえ、内部管理体制の整備運用を図ること。
令和6年6月18日付け再勧告	前回勧告アに関し経理規程の遵守状況について改めて検証し、当該規程にのっとった会計処理が徹底されるよう十分な検討を経た上で措置を講じること。

	前回勧告イに関し再生手続に向けたスポンサー候補の選定にかかわらず、法人において評議員会、理事会、監事等の各機関がそれぞれ求められる牽制を働かせられるよう内部管理体制の強化を図ること。
改善等の状況	
・ 預金通帳及び法人印は、法人において管理されるようになった。 ・ 組織内の指示命令系統の見直しをしたと報告があったが、具体的に講じた措置は示されていない。経理規程の遵守状況についての検証は行われておらず、経理規程にのっとりた会計処理が徹底されていない。 ・ 評議員、理事及び監事等の各機関については、欠席が続いていた監事、欠格事由に該当する評議員を交代するなど見直しを図っているが、令和6年度においても監事の全員が欠席した理事会があり、また、2回連続して理事会を欠席している理事がいた。役員等の選任手続、理事会の運営等についても改善が必要と認められる事項を指導監査で指摘している。 ・ 役員等に対し勧告等の内容及び改善に向けた対応について、十分な説明等を行っていることが確認できず、改善措置が十分に講じられない状態が継続している。	

5 所轄庁としての区の評価

当該法人に対しては、勧告において、財務管理体制の再構築及び内部管理体制の強化を求めていたが、指定した期日までに改善に至っていない。

この間、当該法人が再建過程にあること等の事情を考慮し、2度にわたる勧告により期限を延伸してきたが、改善状況の中間報告はなく、また、財務管理体制の不備についての検証、内部管理を十分に機能させるための体制整備等必要な措置がとられているとは判断できない。

これらのことから、改善に真摯に取り組んでいるとは評価できないため、勧告に従わない法人として、社会福祉法第56条第5項の規定による公表が必要と判断した。

6 今後の区の対応について

法人所轄庁として、当該法人に対し速やかな改善を求めるとともに、社会福祉法等関係法令を遵守した適正な法人運営を指導する。

なお、今後も勧告事項の改善が図られない場合は、社会福祉法第56条第6項の規定による改善命令を行う。

【参考】社会福祉法（昭和26年法律第45号）（抄）

（監督）

第56条

- 4 所轄庁は、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置（役員の解職を除く。）をとるべき旨を勧告することができる。
- 5 所轄庁は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 6 所轄庁は、第4項の規定による勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができる。